

露店で火気器具を取り扱う主催者・関係者さまへのお願い

消火器の準備と消防署への届出が必要です！

網走地区消防組合からのお願い



平成25年8月、京都府内の花火大会会場の露店付近で爆発火災事故が発生し死者3名、負傷者56名を出す惨事となりました。原因は露店の店主が稼働中の発電機にガソリン携行缶から給油しようとしたところ、気化したガソリンが噴出し露店の火気に引火したとみられています。こういった事故は他人ごとではなく、みなさんの露店でも起こり得ることです。多くの人が集まるイベント会場での安全対策と万が一火災が発生したときの初期消火がとても重要になってきます。そこで、この火災を教訓に火災予防条例が改正され、網走市・大空町では祭礼、縁日、花火大会、展示会などの不特定多数の人が集まる屋外イベント等で火気器具等を取り扱う際の「消火器の準備」が義務化されました。

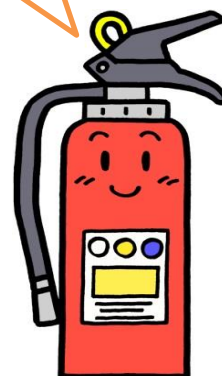


みなさんの心掛けで安全で楽しいイベントにしましょう！

Q. 消火器の準備は誰が行うの？どんな消火器でもいいの？

A. 原則として、露店の出店者など火気器具等を取り扱う人が、それぞれの火気器具に対して消火器を1本準備する必要があります。準備する消火器は、**業務用消火器3型程度**の大きさのものが目安となっています。業務用消火器とは消防法令等により設置義務がある防火対象物等に設置されるもので、現在市販されているものには「**業務用**」と表記されています。設置義務のない一般住宅等に設置される「住宅用消火器」は消火効果が低いため「**業務用消火器**」を設置してください。

「業務用」で「3型(A1,B2,c)以上」の消火器でなければ十分な効果を発揮できません！
注意してね(〇〇)



《問合せ先》

網走地区消防組合



網走消防署 0152-43-9415

大空消防署 0152-74-2619

Q. 消防署に届け出すのに必要な書類はなに？

A. まず1つは「露店等の開設届出書」です。網走消防署のホームページからダウンロード出来ます。2つ目は「露店と消火器の配置図」です。露店の設置状況と消火器の配置場所のわかる簡単な図面で結構です。どちらも2部提出してください。

○ 業務用消火器



× 住宅用消火器



お祭りや花火大会、町内会の盆踊りなどのイベントは子供から大人までたくさんの方が楽しみにしています。「ちょっとぐらい発電機つけたまま給油しても大丈夫だろう」「商品を置くスペースがないから炭焼コンロの横においても大丈夫だろう」「ガスコンロから変な匂いするけど大丈夫だろう」「ガスグリルの調子が悪いけど大丈夫だろう」こういった油断から事故は発生します。

「届出をしたから大丈夫」、「消火器を置いたから大丈夫」ではなく、届出をして消火器を設置し、みなさんの安全に対する意識を高めることが大切です。

イベントを主催する方々の安全に対する心掛け一つで楽しいイベントがより楽しく安全なものとなります。ご協力よろしくお願いたします。

他にもわからないことがあれば
気軽に消防署へ問合せください。

